

○山井委員 四年ぶりに厚生労働委員会で質問をさせていただき、ありがとうございます。きょうは、多くの資料とパネルも持ってこさせていただきました。

私は、アベノリスクということを非常に感じるんですね。アベノミクスの副作用、陰の部分と。

田村大臣もこうやって大臣になられまして、私も、厚生労働委員会に所属、これで十四年目になります。十四年間、こういう議論をさせていただいておりますが、私、つくづく思うんですねけれども、その内閣はどういう仕事を厚生労働部門において後世に残したか、私たちは、歴史の審判をここに座っている全員が受けることになると思います。

今、このまま安倍内閣のこの厚生労働行政が進むと、私は、歴史上二つ、大きな転機であったということが歴史に残るのではないかと思うんです。

一つは、今も柚木議員から質問がありました解雇の金銭解決、解雇規制の緩和、つまり、終身雇用という中においては、基本的には解雇は非常に難しく、基本的には真面目に働いていれば安心して働き続けられるというのが、私は、日本のよさであって、日本の文化だったというふうに思います。

しかし、今議論がされている解雇の金銭解決というのは、簡単に言えば、お金を払えば解雇することができるというふうに、大きく日本の雇用の風景を変えていくものであります。

歴史の中で、もちろん、これについては賛否両論あるのかもしれませんが、私は大反対であります。安心して働き続けられる日本の社会が、お金を払えば解雇ができるというふうにかじを切った、非常に残念な政権であったというふうに歴史は評価するのではないのでしょうか。これが一点です。

それともう一点、これはきょうの質問の後段で触れますが、今回、史上最大の生活保護基準の引き下げ、六・五％。過去の最大は〇・九％ですからね、史上最大です。六・五％下げることを決めております。

御存じだと思いますが、これは生活保護基準の引き下げだけの話ではありません。生活保護基準の引き下げは、ある自治体によれば、七十の低所得者対策に連動しております。住民税非課税限度額が連動して下がります。過去最高〇・九％生活保護の水準が下がったときには、一％以上非課税限度額が下がりました。つまり、今回の安倍政権の判断というのは、生活保護基準のみならず、日本の低所得者対策を史上最大引き下げるという判断になるわけです。

首を切りやすくする、そして、史上最大、生活保護のみならず、憲法二十五条が保障するナショナルミニマムを下げるというのがこの政権の姿であります。おまけに、インフレーターゲット、アベノミクスで物価は上がっていく。物価が上がっていくのに対して、生活保護基準が下げられて低所得者対策が下がっていくということは、言うまでもなくダブルパンチであります。

私は、党派を超えて、この厚生労働委員会室におられる議員の皆さん方に申し上げたいのは、いろいろ党派はあるかもしれませんが、日本という国において、この厚生労働委員会というのはどういう役割を担っているか。

それは、最も弱い立場の方々をやはり守っていく、そういう使命とともに、もう一つは、真面目に働いている人間はやはり安心して働き続けられる、老後の人生、家族の人生設計を立てることができる、そういう日本の国は分厚い中間層が支えている国なんだ、そういうことを、私は、いい日本の部分は、社会保障の部分はしっかり守っていく、もちろん改革すべき部分は改革せねばなりません、そういう危機感を私は非常に持っております。

その上で、田村大臣にお聞きしたいと思います。

柚木さんの質問にも続きますが、昨日、安倍総理は何か答弁を変えられたようでありますが、先週二十八日にはこうおっしゃっているんですね。この一ページ目は、解雇の金銭解決についての資料であります。無効判決が出てから金銭で解決する。これは厚生労働省の資料であります。

それに対して、二ページ目、安倍総理は二十八日、予算委員会で私にどう答弁されたか。一番目に線を引いてあります。安倍政権においては、解雇の金銭解決という規制緩和は行わないということでもいいですね、それに対して安倍総理は、金銭によって解決していく、解雇していくという考え方はないということをはっきり申し上げておきたいと。

ところが、下の段は、きのうの予算委員会の答弁なんです。急に安倍総理がこう言い出されたんですね。金銭を払えば解雇ができるという、いわば事前型の制度は一切考えていないと。

事前型という言葉が出てきたのは、私は、日本の歴史上初めてだと思います。なぜならば、解雇の金銭解決というのは、今までの認識は、無効判決が出た後の金銭解決を言っていたわけですから、国会の議事録で事前型という答弁が出たのは、田村さんと安倍さんが初めてだと思います。

それで、安倍内閣総理大臣は、事後的に金銭の支払いにより労働契約の解消を申し立てるという制度について今質問されているのだと思いますが、この前の審議においては、私はそのことを含めていないというふうに答弁されておられます。

田村大臣、ということは、無効判決が出た後、金銭解決をするという制度については、今、政府では検討されているということですか。

○田村国務大臣 まず前段の御説明ですが、私が、先ほども柚木委員の質問にお答えしたとおり、予算委員会のときにまず御説明をさせていただきました、事前に金銭で解決するという国は世界じゅうにございませんと。(山井委員「ないでしょう」と呼ぶ)ないと。そうやって御説明をしたんです、委員会で。そのときに、多分、お聞こえになられなかったと思います、議場が騒がしくて。

ですから、多分、私の話は後から議事録でお読みになられたんだというふうに思いますが、それに対して、安倍総理は、私の話をしっかりと聞いておられまして、田村さんが言ったようなというようなことを言われているんです。

つまり、事前で金銭解決するような国は世界じゅうにないんだから、私の知る限りですよ、先進国ではないということですから、そんなことはないですよということをここで安倍さんは言われておるということですから、先ほど来申し上げておりますとおり、全く事後のことに関して安倍さんがあの委員会で申し上げたということはないわけでございます。

それを前提といたしまして、今、政府でそういう検討がなされておるかという話でございますけれども、何をもって政府というかということはあるかと思いますが……(山井委員「会議も含めて」と呼ぶ)少なくとも、産業競争力会議等々、今、官邸でやっておられる会議の中において、民間委員の方々がそのような提案を一部されておられるということはあるというふうに認識をいたしております。

○山井委員 ここに配付資料がございますが、四ページ目を見てください。確かに、今、田村大臣おっしゃったように、民間議員のペーパー、「最終的な金銭解決」ということを書いてありますね。

それと、次の五ページ、これも右上に線が引いてあります。規制改革会議の雇用ワーキンググループの座長の方の配付資料にも、右上にありますように「「解雇補償金制度」の創設」と書いてあります。

次のページ、新聞記事。この座長の方の主張、「解雇に金銭解決の導入を」と。皆さん、これ、おもしろいですよね。ここで使われている解雇の金銭解決の導入をというのは、全部、言うまでもなく、事後のことが書いてあるんです。事前のことの議論ではないんです。当たり前のように、解雇の金銭解決という言葉は、無効判決が出てから金で解決するというのが通例なんですよ。

それで、今、田村大臣、民間議員からの議論が出ているということは、これは政府としても、今後、そのような制度を検討していく、導入される可能性はあるということですか。

○田村国務大臣 私も、実は、この金銭解決と言われておるようなものに対して、詳しい御説明を民間委員から聞いたことはございません。

ですから、何をもっておっしゃられているのかよくわかりませんが、多分、今委員がおっしゃられた意味からすると、裁判で無効、解雇無効、不当となった場合に、事業者側から一方的に、もうお金を払うからこれで解雇だ、解雇といえますか解決だというふうになった場合には、これはかなり事前型に近い話になってくるであろうというふうには思いますが、そこまでのことをおっしゃっておられるのか、おられていないのかということも含めて、私はまだ十分な御説明をいただいておりますので、認識はいたしていません。

○山井委員 田村大臣、無責任ですね。これほど重大なことが、産業競争力会議、規制改革会議。解雇にかかわることの日本の責任者は田村大臣じゃないですか。こういう議論がされているということで、働く者もみんな心配

しているんですよ。それに対して、田村大臣、何か、認識しておりませんか。私は、そういうことではだめだと思いますよ。国民の雇用を守るのが厚生労働大臣じゃないですか。

二ページ目に戻ります。

安倍総理は、事後的に金銭の支払いにより労働契約の解除を申し立てる制度について今議論されているんだろうと思いますが、この前の審議において、私はこのことを含めていないということを答弁されています。

ということは、安倍総理は、解雇の金銭解決をしないとっておきながら、このことは含めていないということは、無効判決の後、このような金銭解決をする制度づくりということに関しては、しないとすることは言っていないということは、今後検討していく可能性があるということですか。

〔委員長退席、上川委員長代理着席〕

○田村国務大臣 何度も申し上げますけれども、まず前段の部分は、事前の金銭解雇はないという私の発言に対して、田村さんの言うとおりでということによって予算委員会でお答えになっておられますから、事後的な金銭解決に対しては何もおっしゃってられないということでもあります。

その上で、今申し上げましたのは、政府のいろいろな検討会議で、民間委員の方々がいろいろな御意見をおっしゃってられます。私は、まだそこには参加をさせていただいておりません。場合によっては、これから、必要なときに私も参加をさせていただくかも知れません。そのときには詳しく、どのようなお話なのかということをお聞かせいただく話になろうと思います。

その上で、最終、どのような結論がその会議で出たといたしましても、それは労働政策審議会で、これは使用者側と労働者側の御意見をしっかりといただいた上で、そこで一定方向がまとまって、私のところに答申なり建議が来るんだろうと思います。それにおいて私が最終判断をさせていただく。

全くまとまらないものを、私が大員という職権でそれを法律化するという事はなかなか難しいのではないかと、先ほど申し上げておるわけでございますから、手順を踏んでいくと、必ず、何らかのことが決まれば私のところには来ますので、来た上で、労使入っていただいた会議で御議論をいただくということでございます。

○山井委員 私たちが一番心配しているのは、TPPもそうでしたが、選挙前はそういう答弁をしておいて、選挙が終わったら、結局、解雇の金銭解決制度の導入、そういうことになるのを私たちは一番心配しております。

これは、この資料にもありますように、田村さんは事前型、事後型ということをおっしゃいますが、例えば、この配付資料の七ページを見てください。

七ページにありますように、労働法制の大家の書かれている教科書においても、二つ本を持ってきましたが、そこでも、解雇の金銭解決というのは無効判決になった後のことということになっておりますが、何よりも、八ページにもありますように、過去の厚生労働省の審議会の資料、この中でも、解雇の金銭解決という項目がありまして、そこでは無効判決が出た後のことが書かれているんですね。

つまり、何が言いたいのかというと、事前型、事後型ということを出されたのは安倍総理と田村大臣が初めてでありまして、今までから、解雇の金銭解決という言葉は、厚生省の審議でも教科書においても、事後のことだというのは自明の理なわけでありまして。

そこでお聞きしますが、今回議論になっております制度、この中の、再就職支援金とセットで解雇をしてもらうという議論が出ておりますね。この再就職支援金とセットで解雇をする、これについては、事前にお金を払うということなんですか、無効判決の後ですか、どちらですか。

○田村国務大臣 何度も申し上げますが、事前型、事後型というのではなくて、それは言葉の便宜上使っておるのであって、事前の金銭で解雇をするような解決手段というものは、そんなものはそもそも、私の知る限り、世界じゅうでやっている国はないということをあのときに申し上げたわけでありまして、そこは、解雇という言葉は、御承知のとおり、定義が、一方的に使用者側が労働者に対して将来にわたって労働契約を解約するというようなことの意義でございます。ですから、そう考えると、一方的でありますから、解雇といえども、当然そういうような意味にとられる。

ここで書いてある解雇の金銭解決制度というのは、多分、解雇紛争における金銭解決手段という言葉で縮めて

おっしゃられているんだと思います。(山井委員「そうですよ」と呼ぶ)でしょう。

ですから、その意味を、誤解を招かないように、当時テレビが入っておったと思いますから、テレビの前の皆様方に御理解をいただくために、私は詳しく御説明をさせていただいたわけですから、初めて田村さんが言い出したと言われても、御説明をしたということで御理解をいただければありがたいと思います。

その上で、今のお話でございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、ペーパーでは書かれておりますが、具体的なお話を我々はまだお聞かせいただけていないんです。

ですから、そういうようなお考えなのですかということと言われましても、これから具体的なお話が出てきて、そして、私にそういうような御提案なりお話が来たときに、それに対して我々としての考えを述べるということでございますので、現時点では、意図されているお考えがどういうお考えかということは認識をさせていただいていないということでもあります。

○山井委員 今回、結局、安倍総理と田村大臣が、解雇の金銭解決という、教科書にも出ている言葉の定義を勝手に変えてしまった。私は、そのことは、大変ゆゆしき問題だというふうに思っております。

田村大臣もおっしゃったように、世界じゅうで事前にお金を渡して解決している国はないわけでしょう。ないんでしょう。だから、私が、解雇の金銭解決するんですかと質問したら、世界じゅうにないことを質問するはずないじゃないですか。だから、事後のことを聞いているに決まっているじゃないですか。それを、まさに事前だと間違えていること自体、私は非常におかしいと思っております。

田村大臣、それで、通告もしていますからお聞きしたいんですが、諸外国ではどのような国が解雇の金銭解決の制度を持っていて、幾らぐらいその補償金を払っているんですか。

○田村国務大臣 まず、ドイツでは、年齢や勤続年数によって異なるわけですが、原則として、上限が十二カ月分の賃金相当額ということでございまして、例えば、五十歳以上で労働関係が最低十五年間存続している場合の上限は十五カ月分の賃金相当分、五十五歳以上で労働関係が最低二十年間存続している場合は十八カ月分の賃金相当額となっております。

フランスは、実体的要件に違反する解雇の場合の下限が六カ月分の賃金相当額、そして、手続的要件に違反する解雇の場合、これは上限が一カ月分の賃金相当額となっております。手続的というのは、解雇に相当する理由があったにもかかわらず、手続上不当であるという場合の話だというふうに認識いたしております。

イギリスに関しましては、補償金の額でありますけれども、職の喪失に対する補償であります基礎裁定と、それから、個別事情に即した補償である補償裁定というのがあるわけがあります。まず、基礎裁定に関しましては八千四百ポンド、それから補償裁定の上限は五万六千八百ポンド、これはちょっと二〇〇五年の当時の為替レートで申しわけないんですが、大体、基礎裁定の場合は百万円、それから補償裁定の上限額が七百万円というふうになっておるようであります。

○山井委員 のらりくらりといろいろ今までおっしゃっていますが、ということは、田村大臣、安倍政権として、このような金銭解決制度を導入する可能性はないと否定できますか。可能性はあるんですか、ないんですか。

〔上川委員長代理退席、委員長着席〕

○田村国務大臣 いずれにいたしましても、これは労働政策審議会というところで労使ともにお話しいただくわけですね。そこでどういう結論を得ていただくかということが非常に大きな点だというふうに思います。

そもそも、政府という言い方をおっしゃられましたけれども、まず、政府の中に置いておるいろいろな検討会の中で、どのような御判断、御結論が出されるのかということが前提でございます。そこで消えてしまえば、そもそも労働政策審議会にもかからないのでありましょうし、そういうようなプロセスを踏んで最終的には結論を出すということになろうと思います。

○山井委員 今、大臣もおっしゃいましたが、ということは、今、その審議会というか規制改革会議や産業競争力会議でこういう制度のことが検討中ということですね。

○田村国務大臣 検討といいますか、民間委員の方々がペーパー等々でそういうものを出されたりですとか、御意見としておっしゃられておるとい状況です。

○山井委員 それは、そういうことをしているということは、安倍内閣はそういうことをやろうとしているとい

うことなんですよ。全くやる気がないのに、そういうペーパーを配って議論するということにはなりません。

例えば、九ページ。実はこれは、「二〇〇六年 日米投資イニシアティブ報告書」というのがあります。アメリカからもこれについては要求が来ております。線が引いてありますように、「第二に、米国政府は、解雇紛争に関し、復職による解決の代替策として、金銭による解決の導入を要請した。」アメリカからも言われているわけでありませぬ。

過去、ホワイトカラーエグゼンプション、そして、派遣のより緩和とか、そういうことを言ってきて、そのとおりに日本でも議論がされているということを考えますと、私はこの危険性は非常に大だと思っております。

このことは、いずれ結果が出る話でありますので、何としましてもこのような、お金で首切りをする、そういうことがないように、しっかりと私たちはしていきたいと思っております。

それでは、後半の話題に移りますが、最初に申し上げましたように、生活保護基準の引き下げに連動して、住民税非課税限度額が下がっていきますよね。

今までの例でいいますと、きょうの配付資料にもございますが、例えば十二ページにありますように、二〇〇三年に〇・九%生活保護基準が下がったときには、この表にありますように、一%以上非課税限度額は下がっています。

その前の十一ページを見てももらいますと、例えば、介護保険の保険料、本人負担、住民税非課税で減免を受けている方が、何と千七百二十七万人もいるわけですね。限度額が下がれば、このうち何人の方が保険料がアップするのか。おまけに、これは特養の入所の自己負担もふえます。介護保険の自己負担の、一割負担の上限もふえます。問題は、どれだけの人が自己負担が増になっていくのか。

もうちょっと説明します。十三ページ。つまり、どういう制度になっているかということ、非課税と課税とで、こういうふうに階段状に介護保険料が変わっているんですね。

それで、次のページをお願いします。そこで、十四ページにありますように、単身世帯、夫婦世帯を、どういう所得分布があるかということ調べてみまして、それによって、この線が引いてあるところは、単身世帯は百五十五万円の非課税限度額、そして夫婦世帯は二百万円超の非課税限度額、これが今回、生活保護の基準を下げる下と下がっていくわけですね。だから、二つ線が入ってありますが、この面積の部分の人たちが課税になって、介護保険料の引き上げや特養入所の費用の引き上げになっていくわけでありませぬ。

これを私なりに試算してみました。〇%、一%、三%、六%、六・五%。つまり、六・五%下がるわけですがけれども、まだ何%非課税限度額が下がるかわからないわけですから、これぐらい下がったら幾らぐらいになるかということ。

例えば、六・五%そのまま下がったら、単身世帯においては三十五万二千人ぐらいの方が保険料アップになるのではないかと、あるいは、夫婦世帯においては百四十三万人の方々が介護保険料の負担アップになるのではないかと。合計すると、百七十八万人の方々が介護保険料のアップになるのではないかと。

恐らく、国民の方や高齢者からすると、生活保護の基準が下がるとは聞いていたけれども、まさか自分の介護保険料や一割負担や特養の入所費の自己負担が上がるなんて、聞いていないよと。

さらに、これは保育にも当然連動します。七十の制度に連動します。十六ページを見てください。

例えば保育所の入所に関しても、自己負担が一万円アップします。二百五万円の非課税限度額が下がると、この線にありますように、この面積の方々は、住民税が今まで無料だったのが課税になるのに加えて、保育料も負担増になります。

六・五%下がると、粗い単純な数字的な試算では、三万二千人の子育て世帯が、おまけに、これは低所得者ですからね、今まで非課税になっているということは、低所得者の中で何万人かの方が保育料が上がって、おまけに増税になるかもしれない。これ以外にも、障害者福祉サービス、障害者の自立支援医療、さまざまな自己負担が連動して上がっていく可能性があります。

もちろん、今こう言いましたが、六・五%下がったからといって、もしかしたら三%しか下がらないかもしれないとかいろいろありますけれども、原則としては、前回もこの委員会で長妻さんが質問したように、非課税限度額は生活保護水準に連動をしているわけでありませぬ。

そこで、田村大臣、お聞きしたいんですが、今回、生活保護基準を三年間で六・五%下げられるということで、非課税限度額が下がりますよね。下がったときに、介護保険料がアップして、非課税から課税になる人は、大体何万人ぐらい、何十万人ぐらい、あるいは何百万人ぐらいだということを推定されているんですか、厚生労働大臣として。

○田村国務大臣 まず、住民税の非課税限度額がどうなるかという話でありますけれども、以前からずっと申し上げておるんですけれども、そもそも、今回の生活保護費、生活扶助費でありますけれども、これの適正化に関しては、同じような一般の低所得者の方々と比べてどうなんだという議論の中から出てきたということは、見直しのときにかかわっておられた民主党でございますから、御理解をいただいておりますというふうに思います。

その中において、我々も、税を決めるのは、我々の政権では与党が非常に発言力を持っておりますので、与党の税制調査会の幹部の方々に、そういう現状を考えた上でこれからの税制に関していろいろと意思決定をしていただきたいですというお願いをさせていただきました。その結果、よくそこを勘案して考えるというような御返答もいただいております。

そういうことを前提に、まず、影響の出ないような形で、この住民税非課税限度額に関して、影響が出ないような形で税制の方で手当てをしていただくといえますか、御理解いただく中で処置をしていただくということを我々は今期待いたしておるわけでありまして。

そして、その上で、では、どれぐらい影響が出るのか。変わらなければ影響は出ません。あと、変わるのであるならば、どれぐらい変わるかによって全て変わってくるわけでありまして、まだ決まっていないわけですね、これは。二十五年度、今年度は変わりません。二十六年度以降どうなるかというのはまだ決まっていないわけでありまして、どれぐらいの影響が出るかというふうにお聞きになられるとすれば、答えるならば、変わらなければ変わりません、ゼロですというお答えをするということでございます。

なお、今までも生活保護、生活扶助費等々の基準が変わったときに必ず住民税非課税限度額が変わっていたかという、そうではない。全く機械的に連動はしていないということだけは申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○山井委員 やはり政策をやるときには、それがどれぐらいの低所得者の負担増になるのかということ考えた上で政策をするのが私は筋だと思いますよ。六・五%下げると言っておきながら、何十万人か何百万人に影響が及ぶのか及ばないのかわかりませんというのは、私は極めて無責任だというふうに思います。

それで、何でこんなことを言うかという、後期高齢者医療制度の議論のときもそうだったんですよ。委員会で審議するときは、負担はそんなに上がらないんじゃないですかとか、割と問題ないようなことだったんですよ。ところが、実際、後期高齢者医療制度を導入したら、皆さんも御存じのように、負担が上がった、保険料の天引きになったとって大混乱になったわけですね。だから、私は、今回もこのことに関して大問題になる。

それで、今、田村大臣、連動しないかもしれないとおっしゃったけれども、私、ここが本当に安倍政権で心配なんです。さっきの解雇の金銭解決という言葉の定義も根本的に変えちゃう、さらに、今まで生活保護基準というのは住民税の非課税限度額の基準だったわけですよ、三十数年間。そういうルールがあるんですよ、税には。それを、いや、連動しないようお願いしていますと言って。でも、これは主にデフレが原因なんです、生活保護を下げるのは。生活保護はデフレ原因で下げるけれども、低所得者の施策は同じデフレの日本にしながら下げないというのも、それは一步間違いと差別になりかねませんよ。

そこで、平嶋審議官、閣僚懇談会でこの議論をされたと思うんですが、田村大臣からは税制改正に関してどのような要望があって、新藤大臣はどう答えられて、どういう合意になっているんですか。補助基準の引き下げは、税制改正において限度額を下げないというふうなことになっているんですか。お答えください。

○平嶋政府参考人 お答えをいたします。

閣僚懇談での御議論でございますけれども、田村厚生労働大臣からは、生活扶助基準の適正化に伴う他制度への影響につきまして、個人住民税の非課税限度額等については平成二十六年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応することを政府として確認したい、また、あわせて、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、ほかの制度に影響ができる限り及ばないよう引き続き各省の御協力をお願いする旨、御発言があったところでございます。

これに対しまして、新藤総務大臣からは、個人住民税の非課税限度額については、これまで、生活保護基準額の改正を踏まえ、翌年度の税制改正において所要の見直しを検討することとしていること、今回の生活保護基準の見直しに係る非課税限度額のあり方についても、厚生労働省の考え方も十分に伺いながら、平成二十六年以降の税制改正において、与党の税制調査会における議論も踏まえて検討することとしていることとの御発言があったと承知をいたしております。

以上でございます。

○山井委員 生活保護基準は、デフレを理由に下げるわけですね。低所得者の住民税非課税限度額は、デフレなのに、それほど影響を及ぼさないようにという理由は何ですか。

○田村国務大臣 デフレを理由だけではございません。(山井委員「メーンはデフレですよ」と呼ぶ) いや、メーンはデフレというわけではございません。(山井委員「メーンはデフレです、四・七%、デフレです」と呼ぶ) 割合からいえば、そのデフレ部分というのはありますけれども、しかし、それだけではございません。それはもう委員も十分に与党のときに御理解をいただいているものだというふうに思います。

その上で、今回は、全体として、先ほど来言っておりますとおり、一般世帯の低所得者の方々とそれから生活保護世帯とのいろいろな公平性等々も含めて見直しが入ったわけでございますので、そのような意味からすれば、趣旨的には、やはり一般の低所得世帯の方々に対して影響をなるべく出さないようにするというのが一つ前提の考え方であるということはあるわけでありますから、そこも踏まえた上で、それぞれの各省に対応をお願いした。

そして、総務大臣からは、今、厚生労働省の考え方もしっかりと念頭に置きながらというような御発言でございました。あわせて、与党税制調査会というお言葉もございましたので、私の方から与党の税制調査会の幹部の先生方にもお願いをさせていただいたということであります。

○山井委員 先ほどの資料にもありますように、六・五%満額影響しなかったとしても、何十万人かにも影響が及ぶ可能性がこれはあるわけであります。こういう大改正をしながらも、どれだけの人たちに影響が及ぶかわからないということは、私は非常に問題だと思いますし、来年の四月といえば、消費税増税もありますし、物価高もありますから、高齢者の負担増の本当にこれは連続パンチになるわけですね。

そういう意味では、私は、今物価が上がっているにもかかわらず、デフレという理由……(田村国務大臣「物価は上がっていない、物価はマイナス」と呼ぶ) いえいえ、上がっているものも多いんです、生活必需品は。そういうときに、デフレを理由に生活保護基準や非課税限度額を下げるというこのアベノミクスのやり方は大変問題だということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。